

門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付要綱 Q&A

全体

令和7年5月26日現在

番号	項目	要綱	Q	A
1	全般		これまで企業が本事業を活用した事業としてどのようなものがありますか。	これまでの本事業の活用例として以下の事業があります。 ○食堂・休憩室・更衣室の整備 ○女性専用更衣室・休憩室の整備 ○アシストスーツ導入 ○男性の育児休業取得 ○求人用の会社パンフレット制作 ○求人用のリクルートページ制作 ○オープンファクトリーイベントの開催(参加費用、拡声器購入費など) ○インターンシップの受入れ(大学生)
2	全般		生産に用いる機械や工場の空調設備の導入費、工場等建物の補修費、また製品パンフレット等の制作費は対象になりますか。	対象になりません。本補助金については目的を「多様な人材を確保し、人材の定着及び活躍に資するよう職場等の魅力の向上及び発信を行う」としており、生産活動や純粋な営業活動等に係る費用は本事業の対象外となります。
3	全般		複数年度または年度をまたいで事業を行うことは可能ですか。	出来ません。本補助金については当該交付決定日が属する年度の2月末日までに完了する必要があります。脱炭素認定等の取得や設備の改修など工事等が伴う事業等、時間を要する事業については余裕をもって申請いただくようお願いします。
4	全般		振込手数料は補助対象となりますか。	対象になりません。その他、送金手数料、外貨への両替手数料、公租、公課等も補助対象外です。
5	中小企業の定義について	第2条1(1)	「中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者」とは具体的に何を指しますか。	業種ごとに資本金額、従業員の規模により中小企業者となる要件が定められています。詳しくは中小企業庁HP(https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html)をご参照ください。
6	事業実施場所について	第4条1(2)	本社が市外にあり、事業所が門真市内にあるが、本事業の対象となりますか。	門真市内にある事業所での取り組みについては、本事業の対象となります。ただし、市外にある本社・事業所での取り組みは本事業の対象になりません。

7	年度について	第5条2	「当該交付決定日が属する年度」とは具体的にいつからいつまでを指しますか。	ここでの年度は国の会計年度(4月1日～翌年3月31日)を指します。 例: 交付決定日が令和7年8月1日であれば令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)となります。
8	事業の着手について	第5条2	具体的に何をもって事業着手となりますか。	工事委託契約・コンサルティング契約等の締結、発注行為・申請行為(ネットでの申込み、発注書・認定申請書の提出等)、育児休業の開始、インターンシップの受入れ開始が本事業での着手となります。 ※見積もり書の取得、キャンセル費用等の掛からない仮予約等については着手に該当しません。
9	事業の完了について	第5条2	具体的に何をもって事業の完了となりますか。	発注の相手方による役務の提供がすべて完了(工事の完了、備品の納品等)し、それに対する支払いがすべて完了した状態を指します。
10	交付申請について	第7条	同年度内に複数回の交付申請は可能ですか。	可能です。ただし補助金の額は、要綱第6条第2項に記載のとおり1会計年度につき1事業者当たり500,000円を限度とします。また、補助対象事業ごとに定められた補助限度額を超えることは出来ません。
11	交付申請について	第7条	複数の事業所がある場合、各事業所で複数の補助事業を行うことは可能ですか。	可能です。ただし、複数の事業における補助金の額の合計は、1会計年度につき1事業者当たり500,000円を限度とします。また、補助対象事業ごとに定められた補助限度額を超えることは出来ません。
12	交付申請について 交付決定について	第7条、第8条	交付申請から交付決定まではどの程度の期間を要しますか。	適正な交付申請書の受付後、概ね2週間です。ただし、必要に応じて実施するヒアリングや現地確認により更に時間を要する場合がありますので、事業開始まで余裕をもって申請ください。
13	交付決定後の補助対象経費の増額について	第8条	事業実施中に補助対象経費が増額した場合、変更申請すれば補助金額を増やすことは可能ですか。	補助金額を増やすことは出来ません。補助金額は当初の交付決定額としますので、正確に事業予算を策定してください。
14	証拠書類	別表	「補助対象経費に係る支出が確認できる書類の写し」とは具体的には何を指しますか。	契約書(又は発注書)、納品書、請求書(明細内訳のあるもの)、振込明細書(又は領収書)等をご準備ください。 ※全てコピーで提出してください。(原本は自社で保管してください。) ※電話や口頭での発注は不可です。

労働環境整備事業【一般】

労働環境整備事業【多様性①】

番号	項目	要綱	Q	A
1	休憩室及び食堂の整備 女性従業員専用設備の導入	別表	休憩室及び食堂の整備、又は女性従業員専用設備の導入にあたり、水道配管等を新たに敷設(若しくは改修)する必要がある場合、当該経費は対象となりますか。	対象となります。ただし、そもそも下水接続等に法的な義務が存在している場合は、当該経費は対象外となります。
2	休憩室及び食堂の整備 女性従業員専用設備の導入	別表	既存の休憩室のロッカー等の備品を新品に買い替えたいが対象となりますか。	単純な買い替えは対象外となります。新たに休憩室等を整備するのに新たに必要な備品の購入については対象となる場合があります。詳しくは門真市産業振興課までお問合せください。
3	女性従業員専用設備の導入	別表	具体的にどのようなものが対象となりますか。	特別な事情がない限り男性従業員が使用することがなく、共用スペース等と壁等により完全に区別することができる設備を指します。
4	アシストツール等の導入	別表	具体的にどのようなものが対象となりますか。	性別、年齢、身体的特徴に関わらず、作業等を可能とするための補助器具を指します。 例:アシストスーツ、昇降台など
5	福利厚生等に要する経費	別表	具体的にどのようなものが対象となりますか。	会社が創意工夫により独自に行う取組が対象となります。福利厚生代行サービス等への支払い費用については対象外となります。また、飲食費、旅費、宿泊費、遊興費等補助金の使途として社会通念上認められないものは省きます。
6	多言語対応	別表	具体的にどのようなものが対象となりますか。	マニュアル等の多言語対応翻訳依頼、多国語表示の掲示物の制作、翻訳機(ただし、スマートフォンやタブレット等の導入費は除く)の導入などが対象となります。

労働環境整備事業【多様性②】

番号	項目	要綱	Q	A
1	男性の育児休業取得	別表	所定労働日とは何ですか。	労働協約、および就業規則などに定められた休日以外の労働義務の発生する日のことを指します。
2	男性の育児休業取得	別表	複数回に分割して取得しても対象となりますか。	育児休業を取得した日数のうち、所定労働日が9日以上含まれており、かつ14日以上であれば分割して取得しても補助の対象となります。その場合、事業実施期間について育児休業を取得する最初の日から、分割して取得する最終日を含む期間を記載ください。

企業の魅力向上発信【一般】

番号	項目	要綱	Q	A
1	動画等広報媒体の作成	別表	営業や販売促進に資する広報媒体は対象となりますか。	対象になりません。本補助金については目的を「多様な人材を確保し、人材の定着及び活躍に資するよう職場等の魅力の向上及び発信を行う」としており、純粋な営業や販売促進のための動画やパンフレットの作成、ホームページの作成等に係る費用は対象外となります。

企業の魅力向上・発信【人材】

番号	項目	要綱	Q	A
1	インターンシップの受入れ	別表	無償のインターンシップでも対象となりますか。	対象となります。インターンシップの受入れであれば有償・無償問わず補助の対象となります。
2	インターンシップの受入れ	別表	学校等からの依頼によらないインターンシップは対象になりますか。	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の規定による専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条の規定による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校若しくは職業能力開発校に在籍する学生(企業等の代表者の三親等以内の親族である者を除く。)を対象に、本市の区域内の事業所等において実施するインターンシップであれば、学校等からの依頼の有無にかかわらず、対象となります。

カーボンニュートラル【省エネ最適化診断】

番号	項目	要綱	Q	A
1	省エネ最適化診断	別表	省エネ最適化診断はどのようなものが対象となりますか。	次に掲げる省エネ最適化診断が対象となります。 ・一般財団法人 省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断 (https://www.shindan-net.jp/) ・一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が事務局となり登録診断機関が実施する省エネクイック診断 (https://shoeneshindan.jp/guide/) ・一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が事務局となり省エネお助け隊が実施する省エネ診断 (https://www.shoene-portal.jp/)
2	省エネ最適化診断	別表	本補助金の交付決定をうけて、省エネ最適化診断を申し込もうとしたが、省エネ最適化診断の枠がいっぱいとなり申し込めなかった場合はどうなりますか。	本補助金の中止申請を行ってください。

カーボンニュートラル【脱炭素認定等取得】

番号	項目	要綱	Q	A
1	脱炭素認定等取得	別表	脱炭素認定等はどのようなものが対象となりますか。	CDP、国連グローバル・コンパクト(UNGC)、世界資源研究所(WRI)、世界自然保護基金(WWF)の4つの法人が共同で運営するSBTのうち「中小企業版SBT」の取得において、運営者に支払う手数料が対象となります。
2	脱炭素認定等取得	別表	中小企業版SBTの取得にあたり、調査、資料作成などをコンサルタントに依頼しようとしているが、当該コンサルタント費用は補助対象経費となりますか。	コンサルタント費用は対象になりません。ただし、見積、請求における各明細等により、「コンサルタント費用」と「運営者に支払う手数料」が明確に区別できる場合は、「運営者に支払う手数料」のみ対象となります。詳しくは門真市産業振興課までお問合せください。
3	脱炭素認定等取得	別表	中小企業版SBTの手数料についてはドル建となっているが、どのように日本円に換算すればよいですか。	交付申請時点において直近の財務省告示(支出官事務規定第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件)により適用される外国貨幣換算率によりアメリカ合衆国通貨を本邦通貨に換算してください。